

草刈り機械等の貸出しに関する要領

令和2年12月1日

県土整備部河川課

(目的)

第1条 この要領は、「河川パートナーシップ事業」の参加者の高齢化等による身体的負担の増大や、作業環境の厳しさが増していることに鑑み、除草機械の導入により作業環境の改善等が図られるよう、宮崎県が保有する自走式草刈機、リモコン式草刈機及び関連附属品（以下「草刈機等」という。）の貸出に関して必要な事項を定め、河川環境の整備を促進することを目的とする。

(貸出対象草刈機等)

第2条 貸出の対象とする草刈機等は、別表1のとおりとする。

2 草刈機等の貸出しは、別表2に定める管理土木事務所（以下「関係土木事務所」という。）において行う。

3 河川課は別表2の草刈機等一覧表をホームページ等において公表し、貸出の対象者に周知する。

(貸出対象団体)

第3条 草刈機等の貸出の対象者は、「河川草刈り及び河川管理用通路補修作業報奨金交付要領」以下「パートナー要領」という。）第5条の規定により報奨金交付の決定を受けた団体（当該団体が法人以外である場合は、その代表者）及び「宮崎県企業協働河川アダプト制度実施要領」（以下「アダプト活動」という）第6条の規定によりアダプト活動団体に認定された団体とする。ただし、これにより難しい場合は、関係土木事務所は河川課と協議して対象者を定めることができる。

(貸出の要件)

第4条 草刈機等は、原則、パートナー要領第4条に規定する河川草刈り報奨金交付申請書（様式第1-1号）にて申請された区間及びアダプト活動第5条に規定するアダプト活動団体申込書（様式第-1号）にて申請された区間において作業するときに貸し出す。

(貸出の期間)

第5条 草刈機等の貸出の期間は、7日以内とする。

(貸出料)

第6条 草刈機等の貸出は無償とする。

(貸出の申込)

第7条 草刈機等の貸出を受けようとする者は、貸出を受けようとする日の1か月前から7日前までに、物品借用申請書（別記様式第1号）及び物品借用書（別記様式第2号）を記入し、第3条の報奨金交付の決定及びアダプト活動の認定を受けた土木事務所の長に持参、郵送、メール又はFAXのいずれかにて提出しなければならない。なお、貸出しする機械等にリモコン式草刈機を含む場合は、物品借用書に代えて物品貸付契約書（別記様式8号）を記入する。

- 2 前項の規定により、物品借用申請書、物品借用書又は物品貸付契約書を持参又は郵送以外で提出した場合は、草刈機等の受取時に、物品借用申請書、物品借用書又は物品貸付契約書の原本を持参し関係土木事務所に提出しなければならない。

(貸出の承諾)

第8条 関係土木事務所は、貸出しの申込み及び物品貸付契約書を受け付けたときは、希望する草刈機が貸出可能であるか確認すると共に、その内容を審査し、貸出を適当と認めるときは草刈機等貸出承諾書（別記様式第3号）により申込者に通知する。なお、物品貸付契約書を受け付けた場合は、承諾書により通知し、契約を締結する。

- 2 貸出しを不適当と認めるときは草刈機等貸出不承諾書（別記様式第4号）により申込者に通知する。
- 3 関係土木事務所は他の土木事務所の草刈機を貸出す場合、土木事務所間で調整の上、申込者に通知する。
- 4 草刈機等の貸出は、原則として先着順とする。
- 5 関係土木事務所の長は、第1項の承諾に当たり、草刈機等の貸出を受ける者（以下「借受者」という。）が行うべき事項その他河川の管理上必要な事項について条件を付する。

(草刈機等の運搬等)

第9条 草刈機等の運搬は、原則として借受者が行う。

- 2 草刈機等の貸出及び返却に当たっては、草刈機等確認表（別記様式第5号）により、借受者及び関係土木事務所の双方において草刈機等の汚損状況及び稼働状況を確認する。

(費用負担)

第10条 草刈機等の運搬に要する費用は、借受者が負担する。

- 2 借受者は草刈機を、給油可能容量の上限まで給油して返還し、その費用を負担する。
- 3 エンジンオイル及び刈刃等消耗品の交換に要する費用並びに草刈機の修繕に要する費用は、宮崎県が負担する。ただし、借受者の故意又は重過失によって、草刈機等に故障若しくは破損が生じた場合又は草刈機等を亡失した場合の修繕又は買替に要する費用

は、借受者が負担する。

(貸出に当たっての留意事項)

- 第11条 借受者は、草刈機等について、定まった用法に従い使用しなければならない。
- 2 借受者は、草刈機等を転貸し、又は借り受けた目的以外の目的に使用してはならない。
- 3 借受者は、関係土木事務所の長の許可なく草刈機等の改造、修繕その他現状を変更する行為をしてはならない。
- 4 借受者は、関係土木事務所の長が定める期日までに借用物品を返却をしなければならない。
- 5 借受者は、借用物品について関係土木事務所の長から返還請求があったときは、借用期限到来前であっても直ちに返還しなければならない。
- 6 草刈作業中の事故又は第三者との紛争は、借受者の責任において対処しなければならない。
- 7 草刈機等の貸出及び返還の受付時間は平日の9:00～16:00とする。

(報告を要する事由等)

- 第12条 借受者は、次の事由が生じたときは、速やかに関係土木事務所の長に報告しなければならない。(関係土木事務所窓口連絡先 別表3)
- (1) 承諾に当たり付された条件の履行ができなくなったとき。
- (2) 草刈作業を中止するとき。
- (3) 草刈機等に破損、故障その他の異常が生じたとき。
- (4) 草刈作業中に河川管理施設その他の工作物の異常を発見したとき。
- 2 借受者は、次の事由が生じたときは、パートナー要領の第14条に規定する事故発生報告書(様式第7-1号)により速やかに関係土木事務所の長に報告しなければならない。
- (1) 草刈機の操作により、草刈作業に従事する者が負傷したとき。
- (2) 草刈機の操作により、河川管理施設その他の工作物を損傷したとき。
- (3) 草刈機の操作により、第三者に人的又は物的な損害を与えたとき。
- 3 関係土木事務所の長は、前項の報告があった場合においては、必要に応じ、当該報告者に指示し、又は助言する。

(貸出承諾の取消)

- 第13条 関係土木事務所の長は、次のいずれかに該当するときは、貸出の承諾を取り消すことができる。
- (1) 借受者が、第11条に規定する留意事項に違反していると認められるとき。
- (2) 借受者が、偽りその他不正な行為により貸出の承諾を受けたとき。
- (3) 草刈機の故障により使用できなくなったとき。

(4) 関係土木事務所の長が貸し出すことを適当でないと認めたとき。

(貸出物の管理)

第14条 物品の貸出に当たり関係土木事務所の長は物品貸付整理簿（別記様式第6号）にて貸出及び返却の管理を行う。

(重要備品の貸付合議)

第15条 リモコン式草刈機の貸出に先立ち、河川課長は関係土木事務所が所有する対象備品について一括して物品管理調達課長に合議を行う。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、草刈機等の貸出及び取扱についての事項は別に定める。

2 この要領に定めのない事項は、関係土木事務所が河川課と協議して定める。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年8月1日から施行する。

別表1 貸出対象草刈機等

種類	機種	適用作業条件	燃料（タンク容量）	燃費（目安）
自走式 草刈機	自走式草刈機 械（HRC664）	平面	無鉛レギュラーガソリン （5.4L）	フル稼働で半日 程度
	自走式法面 草刈機械 （GC-M500）	平面、法面	混合燃料（無鉛レギュラー ガソリン：2サイクルガソ リンエンジン専用オイル＝ 50：1）（2.0L）	フル稼働で半日 程度
リモコン式 草刈機	リモコン式 草刈機 （ILD01）	平面、法面	無鉛レギュラーガソリン （12.0L）	フル稼働で4時間 程度
	リモコン式 草刈機 （RCHR800A）	平面、法面	無鉛レギュラーガソリン （5.7L）	フル稼働で2時間 程度
燃料携行缶	容量20L	—	—	—
アルミブリッジ	0.5 t 300幅×1800mm	—	—	—

※燃料携行缶（空の状態）、アルミブリッジは必要に応じて貸し出すものとする。

別表2 草刈機等一覧表

管理事務所	種類	配備数
宮崎土木事務所	自走式草刈機	2
	自走式法面草刈機	1
	リモコン式草刈機（ILD01）	1
	燃料携行缶	4
	アルミブリッジ	4（セット）
日南土木事務所	自走式草刈機	1
	自走式法面草刈機	—
	燃料携行缶	1
	アルミブリッジ	1（セット）
串間土木事務所	自走式草刈機	1
	自走式法面草刈機	—
	燃料携行缶	1
	アルミブリッジ	1（セット）

管理事務所	種類	配備数
都城土木事務所	自走式草刈機	1
	自走式法面草刈機	2
	リモコン式草刈機 (RCHR800A)	1
	燃料携行缶	4
	アルミブリッジ	4(セット)
小林土木事務所	自走式法面草刈機	1
	燃料携行缶	1
	アルミブリッジ	1(セット)
高岡土木事務所	自走式草刈機	1
	燃料携行缶	1
	アルミブリッジ	1(セット)
西都土木事務所	自走式法面草刈機	1
	リモコン式草刈機 (RCHR800A)	1
	燃料携行缶	2
	アルミブリッジ	2(セット)
高鍋土木事務所	自走式草刈機	1
	燃料携行缶	1
	アルミブリッジ	1(セット)
日向土木事務所	自走式法面草刈機	1
	リモコン式草刈機 (ILD01)	1
	燃料携行缶	2
	アルミブリッジ	2(セット)
延岡土木事務所	自走式草刈機械	1
	自走式法面草刈機	2
	リモコン式草刈機 (RCHR800A)	1
	燃料携行缶	4
	アルミブリッジ	4(セット)

別表 3 連絡先

事務所	所在地	部署	電話番号
宮崎土木事務所	宮崎市橘通東1-9-10	用地課管理担当	0985-26-7285
日南土木事務所	日南市大字戸高1-12-1	総務課管理担当	0987-23-4663
串間土木事務所	串間市大字西方8970	総務課管理担当	0987-72-0134
都城土木事務所	都城市北原町24-21	用地課管理担当	0986-23-5853
小林土木事務所	小林市大字細野367-2	総務課管理担当	0984-23-5167
高岡土木事務所	宮崎市高岡町大字内山3100	総務課管理担当	0985-82-1155
西都土木事務所	西都市大字三宅字下鶴9451	総務課管理担当	0983-42-2906
高鍋土木事務所	児湯郡高鍋町大字北高鍋中 須ノ三3870-1	総務課管理担当	0983-23-0835
日向土木事務所	日向市中町2-14	用地課管理担当	0982-52-4172
延岡土木事務所	延岡市愛宕町2-15	用地課管理担当	0982-21-6145